

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第11号

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(14)まで <省略></p> <p>(15) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験（以下「試験」という。）に合格し、協会に登録され、排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けた者をいう。ただし、当該協会に登録された日前に協会の登録を取り消されたことがある者のうち、当該取消の日から2年を経過していない者を除く。</p> <p>(指定工事店の指定)</p> <p>第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(14)まで <省略></p> <p>(15) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験（以下「試験」という。）に合格し、協会に登録され、排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けたものをいう。</p> <p>(指定工事店の指定)</p> <p>第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p>

<p>(4) 次の各号のいずれにも該当しない<u>者である</u> <u>こと</u>。</p> <p>ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない<u>者</u></p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない<u>者</u></p> <p>ウ 第6条の7の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない<u>者</u></p> <p>エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある<u>者</u></p>	<p>(4) 次の各号のいずれにも該当しない<u>こと</u>。</p> <p>ア <u>工事業者（法人にあつては、その代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合</u></p> <p>イ <u>工事業者（法人にあつては、その代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合</u></p> <p>ウ <u>工事業者（法人にあつては、その代表者）が第6条の15の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない場合</u></p> <p>エ <u>指定工事店が第6条の7第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない場合</u></p> <p>オ <u>工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合</u></p>
<p>2 <u>前項第4号ウの規定に該当する者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。</u></p> <p>(指定の申請)</p>	<p>2 <u>前項第4号エの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号エに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。</u></p> <p>(指定の申請)</p>
<p>第6条の3 <省略></p>	<p>第6条の3 <省略></p>
<p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1項第4号アからエまでに該当しないことを誓約する書類</u></p> <p>(2) <u>住民票の写し（法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及び定款の写し）</u></p>	<p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>個人の場合は、住民票の写し、経歴書及び前条第1項第4号ア及びイに該当しないことを誓約する書類</u></p> <p>(2) <u>法人の場合は、当該法人の登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定め</u></p>

<p>(3) 営業所の付近見取図及び営業所の写真</p> <p>(4) <u>責任技術者名簿</u></p> <p>(5) 責任技術者証の写し</p> <p>(6) 工事の施工に必要な<u>機械器具</u>を有していることを証する書類</p> <p>(7) <u>前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p>	<p><u>る書類</u></p> <p>(3) 営業所の<u>平面図及び付近見取図</u>及び営業所の写真</p> <p>(4) <u>専属責任技術者名簿及び雇用関係を証する書類</u></p> <p>(5) <u>専属する責任技術者の責任技術者証</u>の写し</p> <p>(6) 工事の施工に必要な<u>設備及び器材</u>を有していることを証する書類</p> <p>(7) <u>納税証明書</u></p>
<p>(指定工事店証)</p>	<p>(指定工事店証)</p>
<p>第6条の4 <省略></p>	<p>第6条の4 <省略></p>
<p>2及び3 <省略></p>	<p>2及び3 <省略></p>
<p>4 指定工事店は、第6条の7の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、<u>同条</u>の規定により指定の効力を<u>停止</u>されたときは、その停止期間中指定工事店証を返納しなければならない。</p>	<p>4 指定工事店は、第6条の7の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、<u>同条第2項</u>の規定により指定の効力を<u>一時停止</u>されたときは、その停止期間中指定工事店証を返納しなければならない。</p>
<p>(指定の有効期間)</p>	<p>(指定の有効期間)</p>
<p>第6条の4の2 指定工事店の指定の有効期間（以下「<u>指定期間</u>」という。）は、第6条の2の指定を受けた日から起算して4年経過後最初に到来する3月31日までとする。</p>	<p>第6条の4の2 指定工事店の指定の有効期間（以下「<u>指定期間</u>」という。）は、第6条の2の指定を受けた日（以下「<u>指定日</u>」という。）から<u>指定日</u>から起算して4年経過後最初に到来する3月31日までとする。</p>
<p>(指定の更新)</p>	<p>(指定の更新)</p>
<p>第6条の4の3 <省略></p>	<p>第6条の4の3 <省略></p>
<p>2 指定更新を受けようとする指定工事店は、<u>下水道排水設備指定工事店指定申請書</u>に第6条の3第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 指定更新を受けようとする指定工事店は、<u>排水設備指定工事店指定申請書</u>に第6条の3第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>
<p>3 <省略></p>	<p>3 <省略></p>
<p>(<u>変更等</u>の届出義務)</p>	<p>(<u>指定の辞退及び異動</u>の届出義務)</p>

<p>第6条の6 指定工事店は、指定工事店としての営業を廃止し、<u>休止し、又は再開しようとするときは、直ちに指定工事店（廃止・休止・再開）届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに<u>指定工事店変更届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 責任技術者に異動があったとき。</p> <p>(6) <省略></p> <p>(指定の取消し又は<u>停止</u>)</p>	<p>第6条の6 指定工事店は、<u>第6条の2第1項の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに<u>指定工事店異動届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <u>専属する責任技術者に異動があったとき。</u></p> <p>(6) <省略></p> <p>(指定の取消し又は<u>一時停止</u>)</p>
<p>第6条の7</p> <p>市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) <u>第6条の2第1項の指定要件に適合しなくなったとき。</u></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(公示)</p>	<p>第6条の7 市長は、<u>指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。</u></p> <p>2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(公示)</p>
<p>第6条の11 市長は、指定工事店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを告示するものとする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 指定工事店の指定を取り消し、又は<u>停止</u>したとき。</p> <p>(3) <u>第6条の6第1項の規定により指定工事店から営業の廃止、休止又は再開の届出を受理したとき。</u></p> <p>(4) <省略></p>	<p>第6条の11 市長は、指定工事店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを告示するものとする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 指定工事店の指定を取り消し、又は<u>一時停止</u>したとき。</p> <p>(3) <省略></p>

2 <省略>

2 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の瀬戸市下水道条例に基づいて提出された指定の申請は、改正後の瀬戸市下水道条例に基づいて提出されたものとみなす。